

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会  
（第 22 回）

平成 30 年 9 月 11 日（火）

市役所 西棟 8 1 1 会議室

午後7時 開会

## 1. 開 会

【座長】 定刻になりましたので、第22回の懇談会の会合を開会したいと思います。

## 2. 議 事

### (1) 意見集約表の対応案の修正について

【座長】 きょうは、最初に、資料1に、骨子案素案に対する意見集約表というものが出ておまして、今日に至るまでに若干修正した部分について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

副参事（自治基本条例担当）が資料1「骨子案素案に対する意見集約表（修正分）」について説明

【座長】 ただいまのご説明について、特にご意見がなければ、その次に行きたいと思うんですけど、よろしいですか。

【A委員】 31ページの38番と106番についてです。条例の内容の周知についてということで、子どもから大人まで幅広い世代にわかりやすいものを整備するということはそのとおりかなと思います。また、以前、話の中で、子ども向けの子ども版みたいなものもつくれたらいいのかなと話をさせていただいたかなと思います。ここに記載するものかどうかというところはあるのですが、「子どもから大人まで」という、それは1つのものとしていいのかなと思うのですが、子ども向けの部分についても、ぜひ検討をいただきたいかなと思います。

【座長】 これは、そこまで書かないけれども、条例を起草して議会の議決をするという段階まで至れば、そこから普及宣伝のためにそういう手段を考えるということによろしいんですね。それはまた予算化して事業をするという話ですからね。よろしいですか。

### (2) 骨子案（報告）の案について

【座長】 今度は、資料2、骨子案、市長への報告の案について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

副参事（自治基本条例担当） が資料2「武蔵野市自治基本条例（仮称）骨子案（報告）」について説明

【座長】 一通り、修正したところについて全部ご説明があったわけですが、件数が多いので、最初は前半部分といいたいでしょうか、第3章「市民参加」まで、ページで言うと17ページまでの、修正をした部分について、ご意見があれば、議論をしていきたいと思えます。それが終わりましたら、その次に第4章「議会と市長との関係」以下、最後のページまでの修正箇所についてというように、2段階に分けて議論していただきたいと思えます。

それでは、まず、「前文」から始まった今回の修正等について、何かご意見があれば承りますが、いかがでしょうか。

3ページの「前文」の「上記の経過を踏まえ、この条例を制定する意義」とか「子どもをはじめ全ての年代の市民」という子どもについての書き方が少し変化しましたということが出てきますが、ここについてはよろしいでしょうか。

【B委員】 細かいことなんですけれども、「この条例を制定する意義」の部分です。意義がここに明確に書かれてよかったと思うのですが、「地方自治法の改正をはじめ制度の選択制が広がっている」という書き方と、「その選択をする手段」が基本条例であるという説明が私はいまひとつわからないので、もしよかったら説明していただけますか。「選択制」という言葉があるのでしょうか。

【座長】 日本語の表現としてこれは適切かどうか、非常に疑わしいんですけど、「地方自治法の改正をはじめ」というのはどういうことを言っているのかということがわかりませんよね。ただ、地方自治法が何回にもわたって改正されてきて、その改正の中で、地方自治制度について選択制が取り入れられてきていますということがまず1つなんです。

一番大きなことで言えば、議会の会期について、今のような定例会、臨時会の仕組みで決めてきたやり方と、通年制というやり方と、どちらも可能です、やりたければどうぞと

いう選択制になってきたということ。

比較的最近の例で言うと、監査委員を選ぶに当たって、議選の監査委員とって、議会の議員から監査委員を選ぶという方式が従来は採用されていたわけなんですけれども、それは議員から監査委員を選ばなければならないという規定は取り払いますと。今までどおり選んでも結構ですし、選ばなくてもいいですという選択制になってきた。そういう制度の選択制が徐々に取り入れられている。

地方自治法の改正によって、地方自治法上にそういう選択制があらわれてきたということなんです。その点については各自治体が、自分のところはどうかということをもそれぞれ決められるようになってきているわけなんですけれども、それを自治基本条例で決めれば一番いいのではないのでしょうかということを行っているのだと思います。

ただ、自治基本条例の制定は、その選択をする手段であると言い切ると、そういう選択制がないときから自治体は自治基本条例を営々とつくってきているわけです。そのこととこの文章はちょっとぴたりしませんよね。そこはちょっと神経を使ってください。新たにそういうことまでできるようになってきた、それだけ自治基本条例の制定の意義がつけ加わってきているという趣旨のことを言っているわけです。そういうご理解でよろしいですか。わかりますか。

**【副座長】** ちょっと私に発言させてください。補足ですけれども、地方自治法の2条が重大な改正をされました。基本構想を策定しなければいけないという義務規定が地方自治法にあったのですけれども、それが義務規定ではなくなったんです。したがって、地方自治法は、基本構想を策定しようがしまいが、選択制になっているんです。これを踏まえて武蔵野市も、あるいはほかの基本構想があるところも全て条例になっています。その地域の自治の条例そのものです。

選択制が進展してきたということは、いわば国からの押しつけという今までの方向から自治が進展してきたということで、「選択」はぜひ残していただきたい。今後も、武蔵野市は自治を担うんだ、地方自治法の先端を切るんだ、この選択制の効果をイの一に取り入れるような仕組みを武蔵野市から発信していこうじゃないか、その基本になる部分ですよというふうに私は見たいので、これはぜひご理解いただいたほうがいいのかなと思っています。

【座長】 ほかの点でご意見はありでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の5ページ目は「子どもをはじめ全ての年代において」という注記が入りましたけれども、それは先ほども論点として触れていたことです。

6ページには、情報共有と市民参加と協働という3原則の関係について、図による表示を加えましたという修正でございます。これは特にご意見はないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

次が11ページの「市民参加」の部分について、冒頭の囲いの中の表現で書き方の順番が変えられてきた。非常にわかりにくいという意見が市民やら職員やらからもありましたので、書き方の順序を変えて、こういう書き方にしてきた。これなら誤解がないのではないかとこの書き方に変えましたということです。ここはどうでしょうか。

【A委員】 ②で、以前から「重要な」ということが何を意味するのかというところは質問等でもあったかなと思うのですが、意見集約表（第20回資料2-2）の14ページの165、166、167番を見ると、「市民の権利義務に関わる内容、市民との関係を規定する」とあるので、この「重要な」というのは、権利義務にかかわるもの、市民との関係を規定する計画や条例という感じで、「重要な」をもう少し具体的かつ明確にさせていただいたほうがいいのか。実際、意見集約表にもそう示されているので、そこは一致させてはと思いました。

【C委員】 先日、この「重要な」は、特に条例のほうだったのですが、ここも議会の質疑の中で議論になりました。今まであった条例を全部変えるような条例は、じゃ、重要な条例なのかどうなのかということだったんですね。市長が冒頭、本会議上で条例の説明をするというのは重要な説明なんじゃないか、ならばパブリックコメントをとるべきではないか、自治基本条例のこれがもう出ていましたので、こういうことを議論しているときに、重要な条例とはどういうことなんだという議論がありましたので、確かにA委員のおっしゃるとおり、このところはもう少し具体的に書くか、もしくは逐条解説か何かでしっかりとしておかないと、恣意的に重要な条例、重要な計画というのが使われてしまうのは、市民にとってもこれはわかりづらくなるかな、このように思っています。

【座長】 この点について、事務局にご意見がありますか。

【総合政策部長】 今、委員からご意見をいただきまして、対応案のところにも、「懇談会では市民の権利義務にかかわる内容を含むもの、市民との関係を規定するもの」ということで少し説明がありますので、この趣旨を「趣旨・説明」の欄にちょっと触れて、修正を加えたいと思いますが、どうでしょうか。

【座長】 この後の「趣旨・説明」の部分に少し説明を加えたい。「重要な」というのは「計画」にもかかっているし、「条例」にもかかっている。だから、両方について説明しなきゃならなくなる。「権利義務に関わる」という話は「条例」にかかっているんだと思うんだよね。計画のほうをどうやって限定するか。武蔵野の場合、長期計画・調整計画が入ることは疑いないでしょうが、それ以外に、それに類するもので例示が挙げられるか挙げられないかというあたりが微妙なんですよ。長期計画・調整計画等と言えば、そこは問題はないと思うんですけど、「等」にどこまで入りますかというのは、なかなか明示はできないだろうと。これからも変わっていく可能性があります。公共施設等総合管理計画はどうなんですかとかね。かなり重要で、広範囲なものもあり得るわけです。

【総合政策部長】 条文を実際に作成するところでは、さらに具体的に検討したいと思いますが、「趣旨・説明」のところでは例示までできるかどうか、ちょっと検討させていただきます。

【座長】 よろしいですか。

その次の 12 ページには、「市民参加の方法について」、図示しましたということなので、特に問題はないと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、同じ 12 ページの「協働」のところでは、まず、「担い手が主体的に参加し」と書き加えまして、その趣旨を「趣旨・説明」の中で少し加えている。「これまで武蔵野市では、コミュニティ協議会による地域のつながりづくりをはじめ、地域社協（福祉の会）、緑ボランティア団体だとか自主防災組織等、さらに子育て支援やまちづくり等のさまざまな分野において、多種多様な」という説明がつけ加えられているわけですが、以上はよろしいでしょうか。

それでは、13 ページの下のところ「コミュニティ」について、「趣旨・説明」で「自

然発生的なものだ」というのは非常に評判の悪い表現だったんですけど、そういう表現はやめましたということに加えて、新しくこういう書き方にしましたということが書いてあるわけですが、いかがでしょうか。

【B委員】 コミュニティについては、市民との意見交換会でもたくさん意見が出たので、このように詳しく書いていただいて、とてもいいと思いました。

そして、この中にとっても重要なことが書いてあるので、もしかしたら「趣旨・説明」ではなくて、上の四角の中に入れてもいいのかなと思う部分があったので、そのことをお話しさせていただきます。

下の2つのマルの下のほうですけれども、新しいコミュニティ条例には、「地理的にも時間的にも制約されない新しいコミュニティ」という記述があります。最初はやはり地域的なコミュニティというところが、特にコミュニティ構想などでは打ち立てられていて、さらに新しい時代になって、目的別という言葉もありますけれども、そういうコミュニティの形も認識されたと思うんですね。もう1つ、電子コミュニティというのもあったのですが、それがあつたということを明らかにして、コミュニティづくりを支援するという形になると、よりはっきりするのかと思いました。

【座長】 ここは事務局のほうは何か反応がありますか。なかなか苦労して書いていると思うんですけど。

【副参事（自治基本条例担当）】 今ご意見いただきましたところに関しては、コミュニティ条例の第3条で、地域コミュニティ、目的別コミュニティ、電子コミュニティと、既に明確にうたっているところがございます。それを改めて書くかどうかに関しては、具体的には条例化するときにはまた検討が必要かとは思いますが、矢印の3つ目に「コミュニティに関する詳細の規定については、別途『武蔵野市コミュニティ条例』で定めます」と規定しているところがあるので、そこに含まれるのかなという整理をしたところがございます。

【座長】 私もこの経過を詳しくはのみ込めていないのです。そういう条例をつくられたけれども、その中に新しい概念が書かれている。でも、そのことについて議論がどうも深

められていないみたいなんです。ですから、明快にこういうものというふうに、議会の方々も、執行機関の責任者の方々も、職員も、明確なイメージはまだ描かれていないのではないかという印象が私にはどうしてもあります。ですから、なかなか書きにくいんだらうと思う。これからつくっていかざるを得ないんだらうと思います。それにはコミュニティ協議会の人たちを初めとして、さまざまな団体の人たちから、これから意見を集約していかないと、なかなか書き切れないのではないかなという気がします。私はこれを随分疑問に思ってきたんですけど、聞いていてどうも明確な答えが誰からも出ないという問題なんじゃないかと思っています。

「住民投票」については、位置が変わってきただけで、中身についての修正はないんですけど、よろしいでしょうか。

【D委員】 「子どもをはじめ全ての年代」ということが書かれたことは、非常に意義があることだと思います。ただ、そうしますと、いろいろな形の市民参加というか住民参加という形があり得ると思います。市民というものは、外国人も含んだ上の市民、あるいは武蔵野に住んでいない人間も市民だと考えた上で、ただし住民投票に関しては、やはり公職選挙法上の規定と同一とするという形で話がまとまったと思うんです。

ただし、外国人を含むかについては、「住民投票条例を制定する際に検討を行います」ということなのですが、先に指摘のあったように、5ページに子どもを含むということをあえて入れるのだとするならば、住民投票条例を制定する際に、例えば、今18歳まで選挙権の年齢が下がりましたけれども、16歳とか、住民投票の投票資格を低年齢化させることも含めてという形にしたほうが、あえてこの子どもの権利を入れたということとの整合性が、より図られるのではないかと思います。もちろん、それを実際に入れるかどうかというのは議会での話になると思うのですけれども。

それから、実際に子どもも含まれている、外国人も含まれている上での市民参加ということは、例えばパブリックコメントではさまざまな人がコメントを入れられるはずですが。また、私は存じませんが、長期計画の無作為抽出ワークショップにおいて抽出される市民の人たちは、どのぐらいの年齢層というか外国人も含んでいるのかとか、そこら辺を教えてくださいませんか。無作為抽出の市民がワークショップで具体的に意見を述べられる機会があると思うのですけれども。



【総合政策部長】 長期計画策定における無作為抽出のワークショップで対象としているのは18歳以上で、外国人の方も含んだ住民票から抽出をさせていただいております。

【座長】 選挙権者は男女ともに18歳以上になっていますから、もし下げるとしたら、それ未満の人たちということになるのですけれども、その問題はこの懇談会でも随分初期に、住民投票制度についてどうしようかと議論していたときに、そこを広げるか広げないかという論点が1つあるということでもかなり議論してきて、それをどうしても16歳以上にしようかという意見はそれほどなかったと私は思っています。それで今までこのことについては一切書かれていない。年齢をちょっと引き下げることも検討しましょう、しかし、ここで決め切れないから、条例制定のときによくよく検討してくださいというふうに、外国人と同じように、書くか書かないかという問題は、議論があったらばそういうことになったんだと思うんですけど、そのときはそういうご意見は余り顕著になかったように思われます。ですから、今まで書かれないで来たということなんです。

よその自治基本条例で決めているかどうかは別として、平成の市町村合併で合併が全国でたくさん行われましたから、そういうときにはわざわざ条例をつくって、今回のことに関してはおもって若い人たちも投票させようとか、将来の市民も投票してもらおうというふうに決めた。そして、高校生や何かも全部入れていった。そういう住民投票をやった自治体も結構あるんです。そういうお話も出ていましたけれども、我が市では、住民投票をやるときに年齢も下げる検討をしようというのは、当時余り出なかったから書かなかったんだという理解をしています。

改めてここは議論したほうがいいというご意見ですね。

【D委員】 「子どもをはじめ全ての年代において」ということをあえて入れたのであれば、そういったことも念頭に入っているのかなと勝手に思ったのですけれども。外国人については「趣旨・説明」の中に補足的な説明がありますよね。

【座長】 特に、外国人については非常に熱心に議論しまして、この懇談会が慎重派と積極派と意見がほぼ半々に分かれていましたので、条例制定のときまでによく検討してくださいというふうにした。要するに、懇談会としても簡単に決め切れない問題でしたというので、これは残ったのです。だからこそ、市議会の重要な決定事項になってきているとい

うことです。

【副参事（自治基本条例担当）】 住民投票の年齢のことに關しては、やはり住民投票の条例をつくる際の検討事項になってくると思いますので、またその際に検討したいと思えます。

【座長】 よろしいですか。

それでは、その次の章に行つて、後半の議論に入りますが、第4章「議会と市長との關係」の「議会と市長との關係」について、この中の書き方が全面的に書きかえられてきている。一応の整理案というのがここに出ていますけれども、これは議会の意向をかなり尊重しなければいけない部分なので、まず議会の關係者からご意見を承りたいと思えます。どうでしょうか。

【C委員】 このところ、2回に分けて、この四角の囲みの中の内容について、議会内部で、また、議会と執行部とで議論をしてまいりました。いわゆる議会基本条例と自治基本条例のすみ分けの部分は、この矢印のこれでいいでしょうという話になったのですが、1番目の矢印、もっと言うと下の黒ポチの3つに關して、さまざまな議論がされ、実は結論は出ておりません。

E委員は議事の運営係で、余り意見を言う立場ではなかつたので、6会派ある残りの5会派で議論をしているわけですが、1つの会派はこのままでいいでしょうというご意見でございました。2つの会派は、黒ポチの3つ目がやっぱりまだ、もう少し大きくくりにしたほうがいいのではないか、基本条例なので、この矢印の部分だけでいいのではないかという意見がございました。1つの会派は全部いいということでしたが、特に最後のポチ、反問権のところには、議会が市長に権利を与える、議会運営上の話なので、この部分は議会基本条例のほうに持ってきたほうが適當ではないかというのは、5会派の中でも多数の意見であつたということでもあります。

結論から言うと、議会として結論が出なかつたので、条文になってから議論をする。ここまで来てしまっていますのでね。今からどうこうというのはなかなか難しいので、条文になった時点でまた議論をしましょうということになりました。

【E委員】 概要は今、C委員のおっしゃったとおりです。非常に細かいところではあるんですけども、特にこの反問権に関するところ、黒ポチの3つ目には「その論点及び争点を明確にするための質問」と書いてあって、実は議会基本条例も同じような表記にはなっているのです。ただ、ここも言葉の使い方として、もう少し整理する必要があるのかなというのが、こちらの懇談会の中でも議論がありましたし、「趣旨・説明」のところにも、質問の趣旨を確認するという程度での反問ということであつたろうと思うのです。「論点及び争点を明確にするため」という言葉の使い方にとすると、政策論争的な、言葉は悪いんですけども、言い合いになりかねないようなところまで踏み込んでいるんじゃないか、そういう話もありました。

ただ、これまでも議会の中では政策論争を執行部等とも重ねてきているので、それ自体は否定するものではないのですけれども、余り広げてしまうと、言い合いになりかねないという懸念もちょっとある。であれば、ここはもう少し整理をして、趣旨を確認するための質問とか、そういった表記に変えたほうが、よりわかりやすくなるのかな、そんな意見もありましたので、この点はお伝えしておいたほうがいいのかなと思いました。

大枠の趣旨としての考え方は、議会のほうも、こちらの懇談会もずれているものではないという理解はしているのですけれども、その辺の言葉の使い方だけはちょっと丁寧にしないと、幅広の反問権という話になっていくと、趣旨がまたずれてしまうのかな、そんなことがありました。

【座長】 議会の方々のおっしゃることは、反問権のことについては私もかなり理解できるんですけど、議会のご意向が伝えられまして、両副市长さんは、このことについて執行機関側として何か言いたいという意見がありますか。

【F委員】 この間、大分議論もし、大きくくり化もしてまいりましたので、趣旨は理解しているつもりでございます。

今、E委員のおっしゃった冒頭のところで、「議会において、市政の課題に関する論点及び焦点を明らかにし、合意形成に向け」ということで、政策論争も含めて議論を活発にするというところがございますので、3つ目の黒ポチというのは、ちょっとダブっている文章なんです。またさらに「論点及び争点を明確にするため」ということがございますので、もしE委員の今のご提案をお受けするとすれば、反問権という形ではなくて、「質問

趣旨を確認することができる」とか、現時点ではそういう歩み寄りでどうかなと思っております。

それから、ちょっと気になるのは、19 ページの、先ほど事務局から説明がありました上から3つ目の黒ポチなのですが、下線がついております「このことについては、議会基本条例、議会会議規則等で規定していきます」というふうには、この懇談会が主体的に書くべきものではないのではないかと私は思っております。例えば、「規定すべきものと思えます」とか「考えます」とかとする。ほかにもそういうところがあるのですが、あくまでも議会基本条例であるとか会議規則等は議会のほうでお決めになるのが筋でございますので、やはりこの懇談会が「規定していきます」と断言をすべきではないのではないかな。その表現についてはちょっと気遣いをしたほうが、この間の議論からすればよろしいのかなと思います。

**【座長】** 何点か、それこそ論点があると思うんです。1番目の文章に出てくる「市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし」というのは、政策論議を深める意味で使われているわけで、これは当然なんですけれども、反問権のところでは「論点及び争点」と言うと、非常に広がるんじゃないかと私も思います。議会が考えていらっしゃるのとはそういうことではなくて、質問の趣旨を明らかにするといえますか、その趣旨はどういうことか、こういう意味ですかと問い返す、そのくらいのことは許してもいいんじゃないか。そのほうが、議論が変にずれた答弁にならないで、かえっていいんじゃないかと私は思うんですけど、ここを「趣旨」ということに変えて、「質問の趣旨を確認することができる」とするのは、議会は何の問題もないですか。

**【C委員】** それはそのとおりなんですけれども、ただ、結構多数の会派が、この部分は議会基本条例に明記したほうがいいでしょうという意見が多かったのです。

**【座長】** 私が言っているのは、もう1つのほう。それも大論点なんですけど、「論点及び争点」という言い方が適切か。それは「質問の趣旨」という言葉でよろしいのではないですかというのは、いかがですか。議会が検討していらっしゃるのも、大体そういう文案でしょう。

【C委員】 そのとおりです。

【座長】 だとしたら、こっちのほうは「趣旨」に変えてください。「趣旨」に変えて、趣旨を確認するということについて反問権という問題が出てくる。

おっしゃるとおりで、これは市長等を拘束するものではなくて、市長等に「ちょっとお尋ねします。再確認させてください」と問い返す自由を与えているだけの話なので、別に市長等に義務づけているわけではないんですよ。ですから、議会がそれでよろしいと言うなら、まことに一步前進で、結構なことなので、議会のほうでお決めになったらそれでもいいのではないかと私は思うんです。

【C委員】 ありがとうございます。

【座長】 ここはどうしても自治基本条例で決めましょうということまでこだわる必要もないことなのではないかと思うんですけど、いかがですか。それでよろしいですか。——よろしいですね。それでは、大論争を終わります。

もう1つ、F委員がおっしゃった、「趣旨・説明」のところの最後に「このことについては、議会基本条例、議会会議規則等で規定していきます」と、この懇談会が言い切るのをおかしいのではないか。これもごもつともなことなので、先ほど代案を出されましたけど、「規則等で規定すべきものと思います」とかに表現を少し変えてください。事務局、よろしいでしょうか。

【D委員】 今の19ページですが、そうなった場合に、「趣旨・説明」の最後の2つのポチが両方、全員協議会が「規定していきます」、それから「規定します」と、結局どちらが全員協議会のことを規定するのかがちょっと明らかではない。つまり、細かい規則に関しては議会基本条例で定めるということなんですか。それとも、慣例として全員協議会はあるということ自治基本条例で規定するという話になってくるのでしょうか。

【C委員】 私が答えるべきではないかもしれませんが、私どもが議会基本条例を議論するに当たって、執行部から整理をされたペーパーをいただいております、これには、全員協議会は議会基本条例で規定するので自治基本条例では規定しないというすみ分

けになっておりました。ここの表現は、いただいたばかりだったので、余り深く読み込まなかったのですが、そういう理解でよろしいですかね。どうなんでしょうか。

【副参事（自治基本条例担当）】 7つ目の説明の主な内容としては、議会の会議に市長や管理職が出席するということを慣例として規定していくということで、議会の委員会においても、全員協議会においても出席が慣例になっている。そのことを続けていくことを原則として規定していくということです。

8つ目の説明は、全員協議会自体のことにに関して、両方にかかわることなので、当初は自治基本条例で規定したらどうかというご意見があったのですが、議会と協議していく中で、全員協議会自体のことにに関しては議会基本条例、議会会議規則等で規定していったらどうでしょうかという整理になっております。説明がちょっとわかりにくくなっている部分があるかと思しますので、そこは整理をして記載していきたいと思えます。

【副座長】 関連して、「議会の委員会」というのは何ですか。「議会の委員会においても、全員協議会においても」、「職員の出席が慣例」になっている。「委員会」というのは何だろう。常任委員会、特別委員会、議会運営委員会。議運も慣例になっていますか。ここのところをきちんと表現してもらわないと。「常任委員会及び特別委員会」でしょうね。

【副参事（自治基本条例担当）】 そこは整理をして記載したいと思えます。

【F委員】 今の点なんですけれども、18 ページの四角の中の「議会の審議に際し、議会から求めがあった場合には、市長又は副市長は、原則出席するものとします」ということを受ける趣旨説明が、今、事務局からあった 19 ページの上から2つ目だと思うんです。2つ目と3つ目の順番を入れかえて、今、副座長のおっしゃったように常任委員会、特別委員会においてというのと、ニュアンス的には、四角の中では「議会から求めがあった場合は」、「原則出席」と書いてあるのですが、そこの整合性をとって、なおかつ字句の整理をして、なおかつ順番を入れかえたほうが、この四角の中と対応するのではないかなと思えます。

【座長】 2つ目と3つ目の順番を逆にするというのはどこのことですか。19 ページ側

の2つ目ですか。

【F委員】 「議会内で行われる会議には」を先に持ってくる。

【副座長】 「議会内で行われる会議にはさまざまなものがあります。」を最初に持ってきて、「武蔵野市では、」と続けるということですね。

【F委員】 そういうことです。

【座長】 「例えば全員協議会は」となるんだけど、それを前に持ってこいということ。

【F委員】 そうすると、これに対応するのではないかなと思うんです。

【副座長】 前後関係と字句の整理が必要だね。このままでそっくり入れかえれば良いという話ではないね。

【F委員】 先ほどご指摘いただいた委員会も、きちんと規定をしたほうが良いと思うんです。議会運営委員会には、私どもは、求めがあれば出席をさせていただいておりますけれども、そうではない場合もありますので、そこら辺は整理が必要だろうと思います。

【座長】 事務局はご趣旨を理解しましたか。

【総合政策部長】 常任委員会、特別委員会には、議会から求めがあった場合には市長または副市長が原則出席するというような趣旨で、よくわかるようにします。

議会運営委員会は、基本的には、今の段階では求めに応じて出席するのはほとんどが副市長でございますので、その委員会とか議会運営委員会の指定の仕方をちょっと工夫して、表現を改めたいと思います。

【副座長】 今まで副市長は根拠がなくて議運に出ていたのですか。

【総合政策部長】 議会の要請により出席しています。

【副座長】 要請があつて、何に基づいて出ていたのですか。

【E委員】 現況をちょっと説明しますが、毎回の定例会で、提出議案についての説明を求めるときに副市長にお越しいただくというのが、1つ定例化されています。それ以外は、議会運営にかかわることなので、特段、執行部の方に出席を求めることはしていないというのが現状です。

ただし、陳情等が出されて、その審査が議会運営委員会の中で行われるときには、市長以下、執行部の方にもご出席をお願いしているといった状況になっていまして、扱う案件によって、出たり出なかったり、そういうことがあるという状況になっています。

【副座長】 議会基本条例の中でそれは書けるのですか。

【E委員】 書くところまでは至っていないので、今後の議論にそれがまた必要になるかもしれないですけども。

【座長】 議会運営委員会は、物すごくデリケートな問題だと思いますよ。国会でも、内閣がこの法案審議の形について、こういうふうにやってほしいという意向は、実は官房長官が議運の委員長やら何やらに、あるいは議長、副議長に伝えているというのが慣例としてあるんですよ。重要なときには内閣の官房長官が連絡している、意向を伝達しているのはあるようなんですけど、これは国会法にもどこにも規定はないでしょうね。

【副座長】 ここにも「慣例」と書いてあるのです。だから、どこまで慣例なのか。その慣例をどこまで自治基本条例なり会議規則なりで表現できるかという話なんです。慣例という一くくりでやっていいかどうか。慣例はわかっているんです。

【座長】 じゃ、ここではそこに深入りしないで、議運に副市長が出るとか出ないとか書く必要はないと私は思うんですよ。だから、副市長がおっしゃったような趣旨で順番を入れかえて、表現は厳密に書きかえるということはよろしいでしょうか。



それでは、20 ページに移っていきたいと思います。

ここは「行政の政策活動の原則」について、「文書の作成・保存・管理」のことで、文書の作成・保存・管理が情報公開制度の大前提ですから、そこをしっかりとしましょうということで「趣旨・説明」の中にも少し文章を加えていただいたという点と、「政策法務の推進」のところに出てくる主語。「市長等は」とあったところが、そうではないのではないのでしょうかということで、「市は」と書きかえましたという趣旨なんです、ここはよろしいでしょうか。

【副座長】 確認です。文書というのは、最近パソコンを使ってのやりとりが多くなって、この電磁的な文書の保存とか、もちろん自治基本条例の中で書く必要はないのですけども、自治基本条例は最大の行政改革であると私は前から言っていますので、この主張を展開して、これからは電磁的な文書をどう保存するか。これを適当にやられると、武蔵野市における歴史的な文書がどんどん散逸して、把握できなくなるので、アーカイブス構想を今後どうするかということも論点に1つ加えさせてください。自治基本条例の中に入れるかどうかというよりも、むしろ基本的な考え方、こういう問題点があるんだということとをぜひ会議録の中で残しておいてください。

【座長】 ここに書かなくていいのね。会議録に残せばいいのね。

私もそのことをずっと強調してきたんです。武蔵野は情報公開条例もちゃんとあります、何もありません、文書管理規則もありますとおっしゃって、万全ですというお答えをしてくられたんですけど、国の各省庁で情報公開関連のことでさまざまな事件が起こった。武蔵野市の条例をつくったときも、こんなに職員の前に全部パソコンがあって、パソコンで作業する、文書づくりも起案も全部それでやるという時代じゃなかったと思うんです。

電子情報があるということはわかっているし、電子情報についてどう扱うかということも一応条例、規則その他の中にちゃんと書いてあるはずなんですけれども、今みたいに、大もとは全てパソコンで書かれるという時代になると、サーバーに入っているものは全部市が保有している公文書なのか、情報なのかと言われたときに、やっぱり違ってきていると思うんです。個人名で入れているものと、そうではなくて、これが公文書です、公の情報ですという形でサーバーに入れているものと、区別されているはずだと思うんです。

そうすると、個人のファイルに入っていたものか否かというのが全部、防衛関係の情報

とか何かで混乱してきて、初めはないと言っていたのが後から出てくるとか、さまざまなことを国では起こしているわけです。必ず同じことがこの市町村でも起こり得ると僕は思っている。ああいう差し迫ったような開示請求がありませんから、それが問題として露出しただけであって、武蔵野市でもそういう開示請求に熱心な人がいらっしやれば、同種の欠陥がバレてくると思うんですよ。混乱してくると思うんですよ。

そこがはっきりしていますかということをおこの際、見直すことが大事なんだということをお私は強調しているわけで、見直した結果、修正する必要はありません、本当に万全ですというのであれば結構なんですけど、私にはそうは信じられない。洗っていけば、必ずやっぱりウイークポイントがあるということになると思うんです。できるだけそういうのをこの機会に潰してくださいという趣旨のことを申し上げているということです。私もそこは議事録に残したい。

**【副座長】** これは議事録ではなくて、「趣旨・説明」の中で多少なりとも入れてもらいたいんだけど、今さら無理かなと思ったので、議事録と言ったんです。この点を考えてください。

もちろん、国では公文書管理法もあります。これらに基づいて、高知県と熊本県では文書管理条例をつくっています。これに対して改ざんをした場合には告訴するというような事件も高知県で発生していますので、これらを踏まえて検討してください。ただ、サーバーで保存していても、後で改ざんできるような文書保存の仕方だったら、余り意味がない。今回、国でも何だかんだともめたみたいになる。したがって、保存をする場合には、加工ができないような、電磁的な文書で保存をすとか、そういうような仕組みですね。

それから、後でここの議事録を見てもらえばわかるのですが、武蔵野市では、文書を保存する場合には、普通の酸性紙ではやっていないのです。中性紙でやっているはずなんです。中性紙のほうが、保存年限が長いからです。これは酸性紙です。酸性紙だと、20年、30年たったらほとんどだめです。見られません。今やっているかどうか知らないのですが、私がいたときには、永久文書については中性紙できちんと保存をしている。こういう歴史もありますので、これらを踏まえて文書保存、公文書とは何かを、紙だけではなくて電磁的なものを含めて抜本的に、総合的に検討していただきたいと思います。

**【座長】** これから1年ぐらいかかって条例案をつくられるのでしょうから、周辺をよく

点検して、穴があったら今のうちに埋めるという条例改正なり規則改正もちゃんとやっていただきたい。

22 ページの「職員の責務」のところです。

災害時のことについて、いろいろご意見もありましたので、表現を変えましたということですが、よろしいでしょうか。

では、そこはいいとして、今度は一番最後の第7章、25 ページの「広域的な連携及び協力」の部分と、次の第8章「平和及び国際交流」の関係が少し組みかえられまして、こういう形になってきているのですが、これでよろしいでしょうかということですが、——いいですか。ぜひともいいということにしてください。

では、一応一通り議論をしまいいりましたので、以上をもってこの議論を終わりにしたいと思います。

ついでには、この骨子案を市長へ、いずれご報告をしなければならないということになるのですが、市長への報告までの段取りに関し、事務局が現在考えられているご予定についてご説明をお願いしたいと思います。

副参事（自治基本条例担当）が市長への報告について説明

### （3）その他

【座長】 これをもって懇談会としては最後の会合ということになります。幸い時間が残っております。懇談会を振り返りますと、2年弱、1年と11カ月ぐらいの期間が経過しておりますので、各委員から、この懇談会での議論について思うこと、ご感想を一言ずつお述べいただければありがたいと思います。どなたからでも結構なんですけど、A委員からいきましようか。

【A委員】 2年弱ということで、本当にありがとうございました。

私は小さいころから武蔵野が好きで、武蔵野に移り住んで、何かやりたいと思ったときにちょうどこの懇談会の委員募集を見つけまして、応募いたしました。懇談会という名前になっていたのもう少しやわらかい感じかなと思っていました。（笑）実際参加すると、そういう一面もあったかなとは思いますが、かなり多岐にわたる内容で、さらに深く議論するということで、本当に、私はすごいところに来てしまったなと率直に思っ

ておりました。

ただ、アンケート調査や市民の方との意見交換会ですとか、そういった中でほかの市民の方からの意見を聞いたり、あとは実際に地域活動をされてきた方の思いのこもった言葉を数々聞くことができまして、今まで以上に武蔵野を好きになるきっかけになったなと思っています。

今後は、日中は武蔵野におりませんで、外におりますけれども、日中武蔵野にいない市民として武蔵野とどうかかわっていけるかというところを模索しながら、今後も活動していきたいなと思っております。

**【B委員】** 2年間、皆様に助けていただいて、きょうの日を迎えられたということで、感謝しています。

私もA委員とほぼ同じなんです。何十年か住んできて、市民活動も少しやってきて、何かお役に立てるかなと思って、そういう言葉を最初にここでお話しさせていただいたんですが、ちょっと考えが甘かったと思っています。難しい話も多くて、本当に役目を果たしているのかなと、いつも悩みながら、A委員とも話しながら、2年間過ごしてきました。きょうもそうでしたけれども、拙い意見でもそれを受けとめて、フォローしていただいたり、また、途中では職員さんのレクチャーという時間もいただきましたし、熱心な傍聴の方もいて、ご意見も伺ったりして、とてもいい2年間でもあったと思って、感謝しています。

こういう懇談会の性質ですから、市民としてできることは、今お話ししたように限られていたんですけれども、これから骨子案ができれば、市民の人たちに見ていただいて、いろんな意見が今までのように来て、少しでも身近なものになるといいなと思っています。その動きをこれからも見ていきたいと思えます。ありがとうございました。

**【D委員】** この2年間、どうもありがとうございました。

いろんな方面の方々のいろんな活動に生で触れるということは、象牙の塔などと言われるかもしれませんが、学問ばかりをやっている身にとっては非常に貴重な機会でありました。そして、最優良自治体と言ってもいいのではないかと思うこの武蔵野の取り組みが私にとっても非常に刺激になり、座長、副座長に、学問的にも、いろんな意味で叱咤激励をいただいているような形で懇談会に参加できたということは、2年間、自分が今までやってきた

ことの復習と今後の見通しなども含めて、いろんな意味で大きな学びの時間だったと思います。

そして、前のお2人もおっしゃっていることですがけれども、この懇談会に参加させていただくことで、私も武蔵野市がますます大好きになりました。私は武蔵野市からほぼ出ないような 365 日を暮らしているのですがけれども、その中で武蔵野市をとことん楽しんでいきたいという気持ちにさせられた2年間でありました。でも、この武蔵野市を楽しむだけではなくて、これをまたさらに全国、そして国際的な分権の流れの中に位置づけていき、それを自分の成果として発表していきたいという気持ちにもさせていただけた、私を非常に成長させてくださった懇談会だと思っています。どうもありがとうございました。

**【副座長】** ありがとうございました。言いたいことも私はかなり言いました。

私は、市民として、あるいは職員として 55 年、武蔵野にかかわってきましたので、武蔵野への思いというのは人一倍強くて、今でも「武蔵野」という言葉に反応しています。いろんな看板を見ても「武蔵野」にバーンと反応するぐらい、ある意味では武蔵野大好き人間です。

私は、武蔵野市民から市の職員になって、大体 30 年以上、市の職員としていたのですがけれども、市の職員は今、皆さん優秀になっちゃって、ある意味では優秀過ぎて、私は物足りないんです。議員さんもそうです。優秀過ぎる。昔はすごかったです。議会も、議場が揺れるくらい議員さんが大声で議論して、市長が泣きながら答弁する。こんなようなことも経験をして、これが地方自治なんだ、ここが私のこれからの生きる道なんだと感動したことがあります。その感動を胸にいろいろなことを挑戦してきました。この挑戦してきたことを、そこにいるワーキングスタッフ、職員、こういう人たちにもぜひ聞いてもらいたいということで、私にこういう場を与えてくれたことは感謝にたえません。

武蔵野というのは、財政力指数もまだまだトップクラスですから、これを踏まえて、地方自治の先端、情報公開、住民参加、コミュニティは武蔵野市から大きく動いたんだということをぜひ胸にしまいながら、地方自治の現場でこれからも邁進してもらいたいという思いも込めて、かなり言いたいことも言わせてもらいました。まだまだ言い足りませんが、自主研修グループがあったら、私を呼んでください。もっともっとしゃべりたい。武蔵野大好き。これからもよろしくお願いします。

ぜひこの自治基本条例の条例化に向けて、今後とも職員あるいは議員さんも頑張って、

腰の根を据えて、これが武蔵野だというような条例づくり、これが行政改革だ、これが議会改革だという改革を全国に発信してもらいますよう祈念しております。

それから、A委員、B委員、素人だと言っているけど、この素人の意見がすごくよかったですね。ハッとするようなことがたくさんありました。ありがとうございました。これからもよろしく願います。

【C委員】 約2年間という長きにわたり、ありがとうございました。

自己紹介のときにお話しさせていただいたのですが、私の期数がまだ若いころ、自治基本条例というと、すぐにイデオロギー論争の種、いわゆる政争の具のように使われていたんですね。なので、武蔵野市では、もしくは私の周りではこういう議論はできないんだろうなと思っていたのですが、かなり機が熟してきたのかな。議会の中での機も熟してきたのかなと今感じています。それが実って、議会から2人の議員を議会が送り出してくれた、その1人にさせていただいたのは大変光栄だった、大変意義のあることだったのではないかと思います。

そして、まさしく地方自治の神様のようなお2人と、また、法律の専門家のD委員、そして公募市民の、先ほど副座長からもお話がありましたけれども、大変鋭い視点で、市民目線で意見をおっしゃっていただいて、私も実はハッとすることが大変多くございました。今まで当たり前前に「地方自治の本旨」なんていう言葉を使っていたら、「それは何ですか」と言われた。なるほどと。それはそのとおりだなと。自分自身も、振り返ってみると、じゃ、それは何なんだろうと、振り返り、振り返り、この席に座らせていただいたということでございます。

いよいよ骨子案ができて、これから条文になって、今度はまた違う立場でこの条文を、次の選挙に当選しなきゃしょうがないんですけども、ぜひともまた当選させていただいて、この条文を審議する、そういう立場になっていきたいな、そんなふうに思っております。今は、ただただ皆様方にご指導いただきまして、ありがとうございますとお礼を申し上げて、ご挨拶といたしたいと思えます。

【E委員】 お疲れさまでした。感想をとということですが、非常に微妙な立場で参加をさせていただいたなというのが正直なところです。

この間、議会基本条例の話も出ておりました。その策定の最中に自治基本条例というこ

とで、これができ上がれば、座長、副座長のほうからもありましたけれども、自治基本条例と議会基本条例、同時並行で進行しているなんてほかにはないぞというようなことで、そうなのかなと最初は思っただけで、会を進めるに従って、本当に重たいことをやらされているなみたいなところもあり、さまざまな思いがありました。この会の途中も、副座長のほうから、「議会はどうなの」という問いかけを何度となく受ける中で、答えに窮するところもありました。

冒頭、会議が始まる時にも申し上げたとおり、私たちは、C委員もそうなんですけれども、議会の意見を集約してここに来ているわけではないので、発言に対しては、それぞれの議員さんと日々の会話の中でこんなことを考えているんだということができる限り入れてきたつもりです。そうは言え、やっぱり自治基本条例、議会基本条例、それぞれに対する考え方というのはまだまだ、言葉は悪いかもしれないけれども溝と言ったらいいのか、温度差があるのかなというのは感じています。

そうした中で、思いとしては、よりよいものをみんなつくり上げたい。武蔵野らしさを後世にしっかりつなげていけるような条例にしていかなければいけない、そういう思いは共通なものだろうというところは私どももしっかり認識しているつもりなので、それをこれからの作業の中でしっかり生かしていきたいなと思っています。

懇談会はこれで終わりなんですけれども、実際の条例策定のほうが大変なのかなと思っただけで、山登りでいうとまだまだこれから8合目、9合目の一番厳しいところに差しかかるのかな、そんな思いも抱きながら、これからまた実のある議論も重ねて、いいものをつくり上げていきたいなと思っております。

2年間、皆様には感謝しております。ありがとうございました。

【F委員】 まずは座長を初め、この懇談会の委員の皆様、平成28年11月28日が第1回ということでございますので、おおむね2年間の長きにわたりまして、熱心なご討議をいただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

私は、ことしの4月から委員ということになりましたので、実質半年ぐらいでございますが、この懇談会の歴史的な意義というのは、皆さん多く語られたことだと思います。私の感想としては、学びと調整の半年間だったと言っても過言ではございませんが、皆様が2年間にわたって熱心にご議論いただいたこの成果を、また1つの歴史的な成果としてどのように職員や市民の皆様と共有化をしていくかということが大きな課題だろうと思っ

ております。また、条例化に向けて、あしたから新たなスタートが事務局とともに始まるのかなと思いますと、胃の痛い思いもいたしますけれども、皆さんの成果をぜひ目の目に見るよう、そしてまた歴史的な武蔵野市の成果物となるように努力してまいりたいと思います。

2年間どうもありがとうございました。

【G委員】 座長を初めこの2年間、本当にお疲れさまでした。貴重な時間をいただきながら議論していただきまして、まことにありがとうございました。

私は、昨年12月12日に就任したのですけれども、その12日にこの委員会がありました。当日、出席させていただきまして、ご挨拶だけさせていただいたような感じだったと思います。さまざまな議論を聞いていく中で、私は6回ほどこの懇談会に出席させていただいたのですが、ちょうど詰めていく段階であったので、議論が集約されていく過程を見させていただいた、あるいは参加させていただいたところがございます。副市長が入って、議会との調整という形の中で、議会とのやりとり、キャッチボールも、この素案をたたき台にしながらやってきたというところございました。

今後は議会の基本条例ができていく中で、この骨子案をもとに、我々のほうで自治基本条例というものを今度は条例化していくという大変な作業がバトンタッチされることになります。これは大変な山になっていく。今まで以上のいろいろな難題等もあるとは思いますが、ぜひその成果が出るように、職員ともども頑張っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

【座長】 最後に、座長からご挨拶したいと思います。2年間、ありがとうございました。A委員、B委員、D委員、ともかく武蔵野市政では今まで余り参加していらっしゃらなかった方々3人、新人とは思えないご発言をなさって、我々は非常に触発されたところが大きかったと思います。ありがとうございました。

武蔵野は、市民参加、職員参加、議員参加で議論するということが長期計画以来、繰り返し行われているわけで、時間のかかる仕事になるなとは思ったんですけど、まさか2年近くかかるとは全く思わなかったということでございます。

議論は、皆さんの認識が共通のところまで、なかなか簡単にはいきませんので、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり、議論が転々とするようなことになって、どうしても時間



がかかってしまいますし、1つの表現でスッと皆さんが同じようにわかるかという、わからないというところのやりとりで時間がかかるんですけど、いつもそれが武蔵野の会議のやり方だと思うんです。でも、それをやってきたからこそ、武蔵野のいろいろな伝統が築き上げられてきたのだらうと思います。

私は、もう若いときに誘い込まれて参加をさせられたのですけれども、最初は何を言えばいいのかよくわかりませんでした。ただ、職員の人たちが一生懸命、市のそれぞれの所管の業務について私たちに説明するというのを熱心にやってくれましたので、それを何回も何回も繰り返しているうちに、職員の仕事が何となくのみ込めてくる。そうすると、こういうことを考えてみてもいいんじゃないかという、私なりの知恵といいますか気づきが出てくるんですね。そして、ちょっと言ってみると、「うん？」という形で聞いてくださるという感じにやっとなれた。ですから、私は鍛えられたんですね。武蔵野市政で勉強させていただいて、職員、議員の方々に鍛えられて、やっとなんか物事の勘がわかるようになってきたと実感しております。

初めから市役所の仕事とか県の仕事とかいうものに的確な助言のできるような研究者などはいないのです。そんな人は、自分も含めてどこにもいないと思っています。そんな学者があり得るわけがないのです。大学教育の中で、あるいは大学院の教育の中で、大学の勉強の中でそんな人が育つわけがないのです。現場に入ってきて、現場を知らない限り、そういう人は絶対に生まれません。有識者から助言を得ようと役所の方々はすぐ考えられますけれども、助言をしてくれるような人はいないんですよ。まず助言をしてもらおうと思ったら、皆さんがそういう有識者を育てなきゃだめなんです。それだけの教育をしないと、役に立つ発言をする人が出てこないということになっているんだと思うんです。ですから、武蔵野がやってきたことは、学者を育てる、研究者を育てるという仕事でもあったんだと思います。

ただ、自分でも反省するんですけど、住民投票制度問題をめぐって、この自治基本条例を議論する限り、避けて通れない、一番先鋭な問題になりましたら、やっぱりかなり意見がはっきり分かれてくるんですね。日ごろ非常に仲よく議論していても、微妙に意見は違わなくて、私の印象では、初めて参加をされた3人の新人たちは非常に元気がよかったと思っています。もっとそこを開くことこそ、今度の条例の意義だらうというふうに強調されたわけです。

私は、長い間かかわってきて、かなりいろいろなことを経験してきたものですから、ど

うも一番保守的な発言をしたのではないか。非常に慎重になって発言したのではないかと  
思っております。これもいたし方ないなと思うのです。私としては、地方分権改革を国の  
ほうでもやりましたが、余り突拍子もなく元気なことを言うことはしないようにしてきま  
した。確実に実現できそうなことを取り上げて、1つ1つ実現していくことに努力してき  
たつもりでございまして、そんなに世の中をあっと驚かせるような発言とか行動は余りし  
なかったつもりです。それでもそういう改革を1つ1つ積み重ねることが、えらく大変な  
ことではございました。

私は、武蔵野もこれから新しい自治基本条例をつくるときに、全国の模範にはなってほ  
しいと思いますが、余りギラギラした、派手なことをする必要はちっともないと思うん  
です。武蔵野がやってきたことを着実に伸ばすという堅実な自治基本条例にぜひとも前進  
させていただきたいと強く望んでおります。どうもありがとうございました。

**【総合政策部長】** それでは、事務局から一言だけ。

私は、皆様方に、この懇談会について、委員の願いをしたときに、11月から次の年  
の9月をめどにということをお話して、その9月が近づいたら、いや、今年度3  
月ぐらいまで延ばさせてほしい。3月近くなったら、いや、5月まで。それが結局、報告  
は10月に延びてしまいました。私から皆様におわびを申し上げます。ただ、自治基本条  
例骨子案につきましては、10月までには事務局で、いただいたご意見を反映させたもの  
をつくりましますし、それをもとにまた条例づくりに邁進してまいりますことだけはしっかり  
お約束をさせていただきたいと思っております。

いろいろ学ばせていただきました。ありがとうございました。

**【座長】** ありがとうございました。

午後8時55分 閉会